

○ 国保運営方針における市町意見聴取の概要

- ・各都道府県は国民健康保険法第82条の2に基づき、運営方針を定めることとされている。
- ・各都道府県で作成した運営方針(案)について、同条第7項で県内すべての市町村から意見を聞かなければならないことが規定
- ・本県においても、令和6年2月13日から27日にかけて県内すべての市町に対し、意見聴取を実施
- ・意見聴取の結果1件意見が出されたところである。

市町からの意見	対応案
<p>5千人未満の収納率目標値がかなり厳しい。 市町により未納要因は産業構造や就労形態により異なる。 温泉街特有の未納状況があるので、一律で横並びの目標を達成することは厳しく、未納割合の改善を目標とするなど配慮してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 保険者規模別収納率目標は昨年8月から11月にかけて国保運営方針連携会議で市町との協議を経て、目標を設定したところである。・ 収納率目標は、全国でも高い水準となっている収納率を維持・向上させるために必要な目標値であると考えており、各市町特有の条件に合った収納対策により、収納率向上に努めてもらいたい。